

平成29年第4回（12月）吉川市議会定例会

議 案 書

吉 川 市

| No. | 議案番号 | 件名 | 頁 |
|-----|--------|---|----|
| 1 | 報告第4号 | 専決処分事項の承認について（平成29年度吉川市一般会計補正予算（第3号）） | 1 |
| 2 | 第54号議案 | 吉川市立学校設置条例の一部を改正する条例 | 16 |
| 3 | 第55号議案 | 吉川市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例 | 17 |
| 4 | 第56号議案 | 吉川市庁舎会議室等使用料条例 | 35 |
| 5 | 第57号議案 | 吉川市職員定数条例及び吉川市部設置条例の一部を改正する条例 | 37 |
| 6 | 第58号議案 | 吉川市史編さん委員会条例の一部を改正する条例 | 41 |
| 7 | 第59号議案 | 財産の取得について | 43 |
| 8 | 第60号議案 | 財産の取得について | 44 |
| 9 | 第61号議案 | 工事請負契約の変更契約の締結について | 45 |
| 10 | 第62号議案 | 公平委員会委員の選任について | 46 |
| 11 | 諮問第1号 | 人権擁護委員の推薦について | 48 |
| 12 | 第63号議案 | 平成29年度吉川市一般会計補正予算（第4号） | — |
| 13 | 第64号議案 | 平成29年度吉川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） | — |
| 14 | 第65号議案 | 平成29年度吉川市下水道事業特別会計補正予算（第2号） | — |
| 15 | 第66号議案 | 平成29年度吉川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号） | — |
| 16 | 第67号議案 | 平成29年度吉川市介護保険特別会計補正予算（第2号） | — |
| 17 | 第68号議案 | 平成29年度吉川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） | — |
| 18 | 第69号議案 | 平成29年度吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号） | — |
| 19 | 第70号議案 | 平成29年度吉川市水道事業会計補正予算（第1号） | — |

報告第4号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成29年度吉川市一般会計補正予算（第3号）について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成29年11月30日提出

吉川市長 中原恵人

理由

第48回衆議院議員総選挙の執行に当たり、緊急に予算措置する必要が生じたため、平成29年度吉川市一般会計補正予算（第3号）を専決処分したものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成29年度吉川市一般会計補正予算（第3号）（別紙）

平成29年9月26日

吉川市長 中原恵人

別紙

平成29年度吉川市一般会計補正予算（第3号）

平成29年度吉川市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23,053千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,131,684千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|--------|------------|--------|------------|
| 15. 県支出金 | | 1,560,365 | 23,053 | 1,583,418 |
| | 3. 委託金 | 108,989 | 23,053 | 132,042 |
| 歳入合計 | | 27,108,631 | 23,053 | 27,131,684 |

歳 出

(単位 千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|--------|------------|--------|------------|
| 2. 総務費 | | 5,430,351 | 23,053 | 5,453,404 |
| | 4. 選挙費 | 1,468 | 23,053 | 24,521 |
| 歳 出 合 計 | | 27,108,631 | 23,053 | 27,131,684 |

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位 千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|------------|--------|------------|
| 15. 県支出金 | 1,560,365 | 23,053 | 1,583,418 |
| 歳入合計 | 27,108,631 | 23,053 | 27,131,684 |

歳 出

| 款 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---------|------------|--------|------------|
| 2. 総務費 | 5,430,351 | 23,053 | 5,453,404 |
| 歳 出 合 計 | 27,108,631 | 23,053 | 27,131,684 |

(単位 千円)

| 補正額の財源内訳 | | | |
|----------|-----|-----|------|
| 特 定 財 源 | | | 一般財源 |
| 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 23,053 | | | |
| 23,053 | | | |

2 歳 入

(款) 15. 県支出金

(項) 3. 委託金

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|-----------|---------|--------|---------|
| 1. 総務費委託金 | 108,721 | 23,053 | 131,774 |
| 計 | 108,989 | 23,053 | 132,042 |

(単位 千円)

| 節 | | 説明 |
|-----------|--------|----------------------|
| 区分 | 金額 | |
| 3. 選挙費委託金 | 23,053 | 衆議院議員選挙委託費交付金 23,053 |
| | | |

3 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 4. 選挙費

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 正 額 の 財 源 内 訳 | | | |
|-----------------|-------|--------|--------|----------------------|-----|-----|------|
| | | | | 特 定 財 源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 4. 衆議院議員 選挙費 | 0 | 23,053 | 23,053 | 23,053 県 (23,053) | | | |
| 計 | 1,468 | 23,053 | 24,521 | 23,053 | | | |

(単位 千円)

| 節 | | 説明 | |
|--------------|-------|-----------------|--------|
| 区分 | 金額 | | |
| 1. 報酬 | 1,540 | 10. 衆議院議員選挙執行事業 | 23,053 |
| 3. 職員手当等 | 7,234 | 1 報酬 | 1,540 |
| 8. 報償費 | 2,089 | 管理者等報酬 | 1,540 |
| 11. 需用費 | 700 | 3 職員手当等 | 7,234 |
| 12. 役務費 | 1,839 | 時間外勤務手当 | 7,234 |
| 13. 委託料 | 5,514 | 8 報償費 | 2,089 |
| 14. 使用料及び賃借料 | 3,137 | 投開票事務従事者報償 | 2,084 |
| | | 選挙執行事務報償 | 5 |
| 18. 備品購入費 | 1,000 | 11 需用費 | 700 |
| | | 消耗品費 | 300 |
| | | 印刷製本費 | 100 |
| | | 修繕料 | 300 |
| | | 12 役務費 | 1,839 |
| | | 通信運搬費 | 1,839 |
| | | 13 委託料 | 5,514 |
| | | 警備委託料 | 46 |
| | | 駅前自転車整理業務委託料 | 73 |
| | | 選挙公報新聞折込委託料 | 314 |
| | | 選挙啓発委託料 | 33 |
| | | 会場設営業務委託料 | 500 |
| | | 投票所誘導業務委託料 | 65 |
| | | 電算処理委託料 | 4,299 |
| | | 分類作業委託料 | 184 |
| | | 14 使用料及び賃借料 | 3,137 |
| | | 駐車場使用料 | 10 |
| | | 車借上料 | 76 |
| | | 会場借上料 | 30 |
| | | ポスター掲示板借上料 | 1,988 |
| | | 物品借上料 | 1,033 |
| | | 18 備品購入費 | 1,000 |
| | | 選挙用備品購入費 | 1,000 |

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

(単位 千円)

| 区 分 | 職員数 (人) | 給 与 費 | | | | | 共済費 | 合 計 | 備 考 | |
|-----|-------------|-------|---------|---------------|--------------------|----|---------|--------|---------|--|
| | | 報 酬 | 給 料 | 期末手当 年間支給率 | その他の 手 当 | 計 | | | | |
| 補正後 | 長 等 | 2 | | 18,720 | 8,050 (4.30月分) | 36 | 26,806 | 4,545 | 31,351 | |
| | 議 員 | 20 | 86,369 | | 37,137 (4.30月分) | | 123,506 | 33,608 | 157,114 | |
| | その他の 特別職 | 634 | 208,057 | 8,124 | 3,413 | | 219,594 | 28,367 | 247,961 | |
| | 計 | 656 | 294,426 | 26,844 | 48,600 | 36 | 369,906 | 66,520 | 436,426 | |
| 補正前 | 長 等 | 2 | | 18,720 | 8,050 (4.30月分) | 36 | 26,806 | 4,545 | 31,351 | |
| | 議 員 | 20 | 86,369 | | 37,137 (4.30月分) | | 123,506 | 33,608 | 157,114 | |
| | その他の 特別職 | 520 | 206,517 | 8,124 | 3,413 | | 218,054 | 28,367 | 246,421 | |
| | 計 | 542 | 292,886 | 26,844 | 48,600 | 36 | 368,366 | 66,520 | 434,886 | |
| 比 較 | 長 等 | | | | | | | | | |
| | 議 員 | | | | | | | | | |
| | その他の 特別職 | 114 | 1,540 | | | | 1,540 | | 1,540 | |
| | 計 | 114 | 1,540 | | | | 1,540 | | 1,540 | |

※ 長等とは市長及び副市長をいい、その他の特別職とは長等及び議員以外の特別職をいう

給 与 費 明 細 書

2. 一 般 職

(1) 総 括

(単位 千円)

| 区 分 | 職 員 数 | 給 与 費 | | | | 共 済 費 | 合 計 | 備 考 |
|-------|--------------|-------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|-----|
| | | 報 酬 | 給 料 | 職 員 手 当 | 計 | | | |
| 補 正 後 | 389人 (1人) | | 1,427,392 | 966,082 | 2,393,474 | 476,197 | 2,869,671 | |
| 補 正 前 | 389人 (1人) | | 1,427,392 | 958,848 | 2,386,240 | 476,197 | 2,862,437 | |
| 比 較 | 0人 (0人) | | 0 | 7,234 | 7,234 | 0 | 7,234 | |

※ () 内は短時間勤務職員で外書き

職員手当の内訳

| 区 分 | 補 正 後 | 補 正 前 | 比 較 |
|---------------|---------|---------|-------|
| 扶 養 手 当 | 32,263 | 32,263 | 0 |
| 地 域 手 当 | 87,592 | 87,592 | 0 |
| 管 理 職 手 当 | 42,344 | 42,344 | 0 |
| 通 勤 手 当 | 26,969 | 26,969 | 0 |
| 住 居 手 当 | 31,877 | 31,877 | 0 |
| 期 末 手 当 | 343,141 | 343,141 | 0 |
| 勤 勉 手 当 | 219,321 | 219,321 | 0 |
| 時 間 外 勤 務 手 当 | 181,015 | 173,781 | 7,234 |
| 特 殊 勤 務 手 当 | 1,560 | 1,560 | 0 |

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

| 区 分 | 増減額 | 増減事由別内訳 | 説 明 | 備 考 |
|------|-------------|------------|-------|-----|
| 職員手当 | 千円 7,234 | 制度改正に伴う増減分 | | |
| | | その他の増減分 | 7,234 | |

第54号議案

吉川市立学校設置条例の一部を改正する条例

吉川市立学校設置条例（昭和47年吉川町条例第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

| 改正後 | | 改正前 | |
|--------------------|-------------------|--------------------|-------------------|
| 別表第2（第3条関係） 中学校 | | 別表第2（第3条関係） 中学校 | |
| 名称 | 位置 | 名称 | 位置 |
| 略 | | 略 | |
| 吉川市立中央中学校 | 吉川市大字吉川234 番地1 | 吉川市立中央中学校 | 吉川市大字吉川234 番地1 |
| 吉川市立吉川中学校 | 吉川市美南五丁目17 番地1 | | |

附 則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。

平成29年11月30日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

平成32年4月1日に、新設中学校を開校するため、この案を提出するものである。

第55号議案

吉川市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

吉川市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成28年吉川市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、<u>次に掲げる教育に関する事務</u>は、市長が管理し、及び執行することとする。</p> <p>(1) <u>スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。</u></p> <p>(2) <u>文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。</u></p> | <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、<u>スポーツに関する事務（次に掲げる事務を除く。）</u>は、市長が管理し、及び執行することとする。</p> <p>(1) <u>学校における体育に関すること。</u></p> <p>(2) <u>吉川市立小・中学校校庭夜間照明施設使用料条例（平成2年吉川町条例第6号）第1条に規定する照明施設に関すること。</u></p> <p>(3) <u>吉川市地区センター条例（平成8年吉川市条例第49号）別表（1）に掲げる体育室及びトレーニング室に係る施設及び附属設備に関すること。</u></p> <p>(4) <u>吉川市民交流センターおあしす条例（平成10年吉川市条例第30号）第2条第3号に規定するフィットネスルームに係る施設及び附属設備に関すること。</u></p> |

| | |
|--|--|
| | <p>(5) <u>吉川市立小・中学校体育施設開放に関する使用料条例（平成17年吉川市条例第31号）第2条に規定する学校体育施設の開放に関すること。</u></p> |
|--|--|

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に吉川市教育委員会がしたこの条例による改正後の吉川市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（以下「新条例」という。）本則第2号に定める事務に係る処分その他の行為で施行日以後において効力を有するものは、市長のした処分その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に吉川市教育委員会に対してなされた新条例本則第2号に定める事務に係る申請その他の行為は、市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(吉川市視聴覚ライブラリー条例の一部改正)

- 4 吉川市視聴覚ライブラリー条例（平成3年吉川町条例第14号）の一部を次のように改める。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条項とし、移動条に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(職員)</p> <p><u>第2条</u> 略</p> <p>(事業)</p> <p><u>第3条</u> 略</p> <p><u>2 前項第1号から第3号までに掲げる事業のほか、図書に関する事業を実施するため、ライブラリーに図書室を置く。</u></p> <p><u>3 前項の図書室については、吉川市図書館条例（平成10年吉川市条例第31号）の定めるところによる。</u></p> <p>(休館日)</p> <p><u>第4条</u> ライブラリーの休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 月曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）の翌日。ただし、この日が休日に当たるときは、<u>市長</u>の定める日</p> <p>(2) 略</p> | <p><u>(管理)</u></p> <p><u>第2条</u> ライブラリーは、吉川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。</p> <p>(職員)</p> <p><u>第3条</u> 略</p> <p>(事業)</p> <p><u>第4条</u> 略</p> <p>(休館日)</p> <p><u>第5条</u> ライブラリーの休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 月曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）の翌日。ただし、この日が休日に当たるときは、<u>教育委員会</u>の定める日</p> <p>(2) 略</p> |

| | |
|---|---|
| <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>市長</u>は、必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は変更することができる。</p> <p>(開館時間)</p> <p><u>第5条</u> 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>市長</u>は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。</p> <p>(使用の許可等)</p> <p><u>第6条</u> 施設等を使用しようとする者は、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更し、又は取消しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の許可をする場合において、施設等の管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>(使用許可の制限)</p> <p><u>第7条</u> <u>市長</u>は、施設等の使用について、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しないことができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(使用料)</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>(使用料の免除)</p> <p><u>第9条</u> 略</p> | <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>教育委員会</u>は、必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は変更することができる。</p> <p>(開館時間)</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>教育委員会</u>は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。</p> <p>(使用の許可等)</p> <p><u>第7条</u> 施設等を使用しようとする者は、あらかじめ<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更し、又は取消しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の許可をする場合において、施設等の管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>(使用許可の制限)</p> <p><u>第8条</u> <u>教育委員会</u>は、施設等の使用について、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しないことができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(使用料)</p> <p><u>第9条</u> 略</p> <p>(使用料の免除)</p> <p><u>第10条</u> 略</p> |
|---|---|

| | |
|--|---|
| <p>(使用料の還付)</p> <p><u>第10条</u> 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付する。</p> <p>(1) ライブラリーの管理上特に必要があるため、<u>市長</u>が使用許可を取り消したとき。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(権利譲渡等の禁止)</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p><u>第12条</u> <u>市長</u>は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は施設等の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) この条例又はこの条例に基づく<u>規則</u>に違反したとき。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の規定による処分によって、使用者が損害を受けることがあっても、その責めを負わない。</p> <p>3 <u>市長</u>は、使用者から当該許可の取消しの申出があったときは、当該許可を取り消すものとする。</p> <p>(原状回復)</p> | <p>(使用料の還付)</p> <p><u>第11条</u> 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付する。</p> <p>(1) ライブラリーの管理上特に必要があるため、<u>教育委員会</u>が使用許可を取り消したとき。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(権利譲渡等の禁止)</p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p><u>第13条</u> <u>教育委員会</u>は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は施設等の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) この条例又はこの条例に基づく<u>教育委員会規則</u>に違反したとき。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の規定による処分によって、使用者が損害を受けることがあっても、その責めを負わない。</p> <p>3 <u>教育委員会</u>は、使用者から当該許可の取消しの申出があったときは、当該許可を取り消すものとする。</p> <p>(原状回復)</p> |
|--|---|

第13条 略

(損害賠償)

第14条 略

(指定管理者による管理)

第15条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）にライブラリーの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第16条 略

2 前項の場合における第4条、第5条第2項、第6条、第7条、第9条、第10条第1号及び第12条の適用についてはこれらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(使用料並びに使用料収入の帰属及び使用料の額の決定)

第17条 市長は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に第8条に規定する使用料を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

第14条 略

(損害賠償)

第15条 略

(指定管理者による管理)

第16条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により教育委員会が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）にライブラリーの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第17条 略

2 前項の場合における第2条の適用については同条中「吉川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」と、第5条から第8条まで、第11条第1号及び第13条の適用についてはこれらの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第10条の適用については同条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(使用料並びに使用料収入の帰属及び使用料の額の決定)

第18条 市長は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に第9条に規定する使用料を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の場合における使用料は、指定管理者が第8条に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ使用料について市長の承認を受けなければならない。

(指定管理者の指定の申請手続)

第18条 市長は、第15条の規定により指定管理者にライブラリーの管理を行わせようとするときは、指定管理者の指定の申請に関し、必要な事項を公告しなければならない。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請がないとき又は次条の候補者として選定すべきものがないときは、再度第1項の規定による公告をすることができる。

(指定管理者の候補者の選定)

第19条 市長は、前条第2項の規定による申請をしたもので次の各号のいずれにも該当するものの中から最も指定の趣旨に合致すると認められるものを指定管理者の候補者として選定する。

(1)～(3) 略

(指定の取消し等)

第20条 市長は、指定管理者が次の各号のい

2 前項の場合における使用料は、指定管理者が第9条に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ使用料について市長の承認を受けなければならない。

(指定管理者の指定の申請手続)

第19条 教育委員会は、第16条の規定により指定管理者にライブラリーの管理を行わせようとするときは、指定管理者の指定の申請に関し、必要な事項を公告しなければならない。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定めるところにより教育委員会に申請しなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による申請がないとき又は次条の候補者として選定すべきものがないときは、再度第1項の規定による公告をすることができる。

(指定管理者の候補者の選定)

第20条 教育委員会は、前条第2項の規定による申請をしたもので次の各号のいずれにも該当するものの中から最も指定の趣旨に合致すると認められるものを指定管理者の候補者として選定する。

(1)～(3) 略

(指定の取消し等)

第21条 教育委員会は、指定管理者が次の各

| | |
|--|---|
| <p>ずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 指定管理業務又はその経理に関する<u>市長</u>の指示に従わないとき。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(指定管理者による施設の原状変更等)</p> <p><u>第21条</u> 指定管理者は、ライブラリーの施設の改修、増設その他の原状変更を行おうとするときは、あらかじめ<u>市長</u>の承認を得なければならない。</p> <p>2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設を速やかに原状に復さなければならない。ただし、<u>市長</u>の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第22条</u> この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>別表 (<u>第8条関係</u>)</p> <p>1及び2 略</p> <p>備考 略</p> | <p>号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 指定管理業務又はその経理に関する<u>教育委員会</u>の指示に従わないとき。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(指定管理者による施設の原状変更等)</p> <p><u>第22条</u> 指定管理者は、ライブラリーの施設の改修、増設その他の原状変更を行おうとするときは、あらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得なければならない。</p> <p>2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設を速やかに原状に復さなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第23条</u> この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p> <p>別表 (<u>第9条関係</u>)</p> <p>1及び2 略</p> <p>備考 略</p> |
|--|---|

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

(吉川市地区センター条例の一部改正)

5 吉川市地区センター条例（平成8年吉川市条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条項とし、移動条に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条項を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(名称、位置等)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>2 吉川市旭地区センターに図書室を置く。</u></p> <p><u>3 前項の図書室については、吉川市図書館条例（平成10年吉川市条例第31号）の定めるところによる。</u></p> <p>(職員)</p> | <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>(管理)</u></p> <p><u>第3条 地区センターは、吉川市教育委員会</u></p> <p><u>(以下「教育委員会」という。)が管理する。</u></p> <p>(職員)</p> |

第3条 略

(使用の許可)

第4条 地区センターの施設又は附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしてはならない。

(1)及び(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が地区センターの設置の目的に反すると認めるとき。

3 市長は、第1項の許可をする場合において必要があるときは、当該許可に係る使用について条件を付することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第5条 略

(使用許可の取消し等)

第6条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は管理上必要があるときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1)及び(2) 略

2 市長は、前項の規定による処分によって使用者が損害を受けることがあっても、その責めを負わない。

第4条 略

(使用の許可)

第5条 地区センターの施設又は附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしてはならない。

(1)及び(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が地区センターの設置の目的に反すると認めるとき。

3 教育委員会は、第1項の許可をする場合において必要があるときは、当該許可に係る使用について条件を付することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第6条 略

(使用許可の取消し等)

第7条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は管理上必要があるときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1)及び(2) 略

2 教育委員会は、前項の規定による処分によって使用者が損害を受けることがあっても、その責めを負わない。

| | |
|--|---|
| <p>3 <u>市長</u>は、使用者から当該許可の取消しの申出があったときは、当該許可を取り消すものとする。</p> <p>(原状回復)</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>(使用料)</p> <p><u>第9条</u> 使用者は、別表に定める使用料をこの条例に基づく規則で定める納期限までに納入しなければならない。ただし、地区センターを使用する日前10日に当たる日までに<u>第6条</u>第3項の申出をしたときは、使用料を納入することを要しない。</p> <p>(使用料の免除)</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p>(使用料の還付)</p> <p><u>第11条</u> 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付する。</p> <p>(1) 地区センターの管理上特に必要があるため、<u>市長</u>が使用許可を取り消したとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 使用者が、地区センターを使用する日前</p> | <p>3 <u>教育委員会</u>は、使用者から当該許可の取消しの申出があったときは、当該許可を取り消すものとする。</p> <p>(原状回復)</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第9条</u> 略</p> <p>(使用料)</p> <p><u>第10条</u> 使用者は、別表に定める使用料をこの条例に基づく規則で定める納期限までに納入しなければならない。ただし、地区センターを使用する日前10日に当たる日までに<u>第7条</u>第3項の申出をしたときは、使用料を納入することを要しない。</p> <p>(使用料の免除)</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p>(使用料の還付)</p> <p><u>第12条</u> 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付する。</p> <p>(1) 地区センターの管理上特に必要があるため、<u>教育委員会</u>が使用許可を取り消したとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 使用者が、地区センターを使用する日前</p> |
|--|---|

| | |
|--|--|
| <p>10日に当たる日までに<u>第6条第3項</u>の申出をしたとき。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第12条</u> この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>別表 (<u>第9条関係</u>)</p> <p>(1)及び(2) 略</p> | <p>10日に当たる日までに<u>第7条第3項</u>の申出をしたとき。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第13条</u> この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p> <p>別表 (<u>第10条関係</u>)</p> <p>(1)及び(2) 略</p> |
|--|--|

(吉川市民交流センターおあしす条例の一部改正)

6 吉川市民交流センターおあしす条例（平成10年吉川市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(休館日)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>市長</u>は、必要が</p> | <p>(休館日)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>吉川市教育委員</u></p> |

| | |
|--|---|
| <p>あると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は変更することができる。</p> <p>(開館時間)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>市長</u>は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。</p> <p>(職員)</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>(使用の許可等)</p> <p><u>第7条</u> メディアプラザ、共生プラザ（印刷室、子ども室及び交流サロンを除く。）又は附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更し、又は取消ししようとするときも同様とする。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の許可をする場合において、施設等の管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>(使用許可の制限)</p> <p><u>第8条</u> <u>市長</u>は、施設等の使用について、次の</p> | <p><u>会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）は、必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は変更することができる。</p> <p>(開館時間)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>教育委員会</u>は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。</p> <p>(<u>管理</u>)</p> <p><u>第6条</u> <u>おあしすは、教育委員会が管理する。</u></p> <p>(職員)</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p>(使用の許可等)</p> <p><u>第8条</u> メディアプラザ、共生プラザ（印刷室、子ども室及び交流サロンを除く。）又は附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更し、又は取消ししようとするときも同様とする。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の許可をする場合において、施設等の管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>(使用許可の制限)</p> <p><u>第9条</u> <u>教育委員会</u>は、施設等の使用につい</p> |
|--|---|

| | |
|--|---|
| <p>各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しないことができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が施設等の管理上特に支障があると認めるとき。</p> <p>(使用料)</p> <p><u>第9条</u> 施設等の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料をこの条例に基づく規則で定める納期限までに納入しなければならない。ただし、施設等を使用する日前10日に当たる日までに<u>第13条</u>第3項の申出をしたときは、使用料を納入することを要しない。</p> <p>(使用料の免除)</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p>(使用料の還付)</p> <p><u>第11条</u> 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付する。</p> <p>(1) 施設等の管理上特に必要があるため、<u>市長</u>が使用許可を取り消したとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 使用者が、施設等を使用する日前10日に当たる日までに<u>第13条</u>第3項の申出をしたとき。</p> | <p>て、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しないことができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>教育委員会</u>が施設等の管理上特に支障があると認めるとき。</p> <p>(使用料)</p> <p><u>第10条</u> 施設等の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料をこの条例に基づく規則で定める納期限までに納入しなければならない。ただし、施設等を使用する日前10日に当たる日までに<u>第14条</u>第3項の申出をしたときは、使用料を納入することを要しない。</p> <p>(使用料の免除)</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p>(使用料の還付)</p> <p><u>第12条</u> 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付する。</p> <p>(1) 施設等の管理上特に必要があるため、<u>教育委員会</u>が使用許可を取り消したとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 使用者が、施設等を使用する日前10日に当たる日までに<u>第14条</u>第3項の申出をしたとき。</p> |
|--|---|

| | |
|--|---|
| <p>(権利譲渡等の禁止)</p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p><u>第13条</u> <u>市長</u>は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は施設等の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の規定による処分によって、使用者が損害を受けることがあっても、その責めを負わない。</p> <p>3 <u>市長</u>は、使用者から当該許可の取消しの申出があったときは、当該許可を取り消すものとする。</p> <p>(原状回復)</p> <p><u>第14条</u> 略</p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第15条</u> 略</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p><u>第16条</u> <u>市長</u>は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により<u>市長</u>が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）におおしすの管理を行わせることができる。</p> | <p>(権利譲渡等の禁止)</p> <p><u>第13条</u> 略</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p><u>第14条</u> <u>教育委員会</u>は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は施設等の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の規定による処分によって、使用者が損害を受けることがあっても、その責めを負わない。</p> <p>3 <u>教育委員会</u>は、使用者から当該許可の取消しの申出があったときは、当該許可を取り消すものとする。</p> <p>(原状回復)</p> <p><u>第15条</u> 略</p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第16条</u> 略</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p><u>第17条</u> <u>教育委員会</u>は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により<u>教育委員会</u>が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）におおしすの管理を行わせることができる。</p> |
|--|---|

| | |
|--|--|
| <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p><u>第17条</u> 略</p> <p>2 前項の場合における<u>第4条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条、第11条第1号及び第13条の適用についてはこれらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。</u></p> | <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p><u>第18条</u> 略</p> <p>2 前項の場合における<u>第4条第2項の適用については同項中「吉川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」と、第5条第2項、第8条、第9条、第12条第1号及び第14条の適用についてはこれらの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第11条の適用については同条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。</u></p> |
| <p>(使用料並びに使用料収入の帰属及び使用料の額の決定)</p> <p><u>第18条</u> 市長は、<u>法第244条の2第8項</u>の規定により、指定管理者に<u>第9条</u>に規定する使用料を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</p> <p>2 前項の場合における使用料は、指定管理者が<u>第9条</u>に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ使用料について市長の承認を受けなければならない。</p> | <p>(使用料並びに使用料収入の帰属及び使用料の額の決定)</p> <p><u>第19条</u> 市長は、<u>法第244条の2第8項</u>の規定により、指定管理者に<u>第10条</u>に規定する使用料を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</p> <p>2 前項の場合における使用料は、指定管理者が<u>第10条</u>に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ使用料について市長の承認を受けなければならない。</p> |
| <p>(指定管理者の指定の申請手続)</p> <p><u>第19条</u> 市長は、<u>第16条</u>の規定により指定管理者におおしすの管理を行わせようとするときは、指定管理者の指定の申請に関し、必要な事項を公告しなければならない。</p> | <p>(指定管理者の指定の申請手続)</p> <p><u>第20条</u> 教育委員会は、<u>第17条第1項</u>の規定により指定管理者におおしすの管理を行わせようとするときは、指定管理者の指定の申請に関し、必要な事項を公告しなければなら</p> |

| | |
|---|--|
| <p>2 指定管理者の指定を受けようとするものは、<u>規則</u>で定めるところにより<u>市長</u>に申請しなければならない。</p> <p>3 <u>市長</u>は、前項の規定による申請がないとき又は次条の候補者として選定すべきものがないときは、再度第1項の規定により公告をすることができる。</p> <p>(指定管理者の候補者の選定)</p> <p><u>第20条</u> <u>市長</u>は、前条第2項の規定による申請をしたもので次の各号のいずれにも該当するものの中から最も指定の趣旨に合致すると認められるものを指定管理者の候補者として選定する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p><u>第21条</u> <u>市長</u>は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 指定管理業務又はその経理に関する<u>市長</u>の指示に従わないとき。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(指定管理者による施設の原状変更等)</p> <p><u>第22条</u> 指定管理者は、おあしすの施設の改</p> | <p>ない。</p> <p>2 指定管理者の指定を受けようとするものは、<u>教育委員会規則</u>で定めるところにより<u>教育委員会</u>に申請しなければならない。</p> <p>3 <u>教育委員会</u>は、前項の規定による申請がないとき又は次条の候補者として選定すべきものがないときは、再度第1項の規定により公告をすることができる。</p> <p>(指定管理者の候補者の選定)</p> <p><u>第21条</u> <u>教育委員会</u>は、前条第2項の規定による申請をしたもので次の各号のいずれにも該当するものの中から最も指定の趣旨に合致すると認められるものを指定管理者の候補者として選定する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p><u>第22条</u> <u>教育委員会</u>は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 指定管理業務又はその経理に関する<u>教育委員会</u>の指示に従わないとき。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(指定管理者による施設の原状変更等)</p> <p><u>第23条</u> 指定管理者は、おあしすの施設の改</p> |
|---|--|

| | |
|--|--|
| <p>修、増設その他の原状変更を行おうとするときは、あらかじめ<u>市長</u>の承認を得なければならない。</p> <p>2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設を速やかに原状に復さなければならない。ただし、<u>市長</u>の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第23条</u> この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>別表 (<u>第9条関係</u>)</p> <p>(1)及び(2) 略</p> | <p>修、増設その他の原状変更を行おうとするときは、あらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得なければならない。</p> <p>2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設を速やかに原状に復さなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第24条</u> この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>教育委員会が別に定める</u>。</p> <p>別表 (<u>第10条関係</u>)</p> <p>(1)及び(2) 略</p> |
|--|--|

平成29年11月30日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

教育委員会が行っている、文化財の保護を除く文化に関する事務について、市長が管理し、及び執行することとしたいので、この案を提出するものである。

第56号議案

吉川市庁舎会議室等使用料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条の規定に基づき、吉川市庁舎の会議室等を同法第238条の4第7項の規定により市の事務及び事業以外の目的で使用を許可した場合の使用料に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「会議室等」とは、吉川市庁舎の会議室等のうち別表に掲げるものをいう。

(使用料)

第3条 会議室等の使用の許可を受けた者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、前納とする。

(使用料の免除)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を免除することができる。

- (1) 公用、公共用又は公益を目的とする事業の用に供するために会議室等を使用するとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別な理由があると認めたとき。

(使用料の還付)

第5条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 庁舎の管理上又は緊急の事態に対応する必要があるため、市長が使用の許可を取り消したとき。
- (2) 使用の許可を受けた者の責めに帰することができない理由により、会議室等を使用することができないとき。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

| 会議室等 | | 使用料（1時間単位） |
|------|-----------|------------|
| 1階 | コミュニテイルーム | 200円 |
| 2階 | 201会議室 | 300円 |
| | 202会議室 | 300円 |
| | 203会議室 | 300円 |
| | 204会議室 | 300円 |
| 3階 | 301会議室 | 200円 |
| | 302会議室 | 200円 |
| | 303会議室 | 200円 |
| | 304会議室 | 200円 |
| | 305会議室 | 200円 |

平成29年11月30日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

「安全で快適なまちづくりの拠点として、市民と共に歩む開かれた庁舎」を基本理念として建設している新庁舎について、開かれた庁舎に資することを目的として、市の事務事業に支障のない範囲で市民等の使用に供するため、目的外使用に当たっての使用料を定めたいので、この案を提出するものである。

第57号議案

吉川市職員定数条例及び吉川市部設置条例の一部を改正する条例

(吉川市職員定数条例の一部改正)

第1条 吉川市職員定数条例(昭和43年吉川町条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後 | 改正前 |
|-------------------------|-------------------------|
| (職員の定数) | (職員の定数) |
| 第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。 | 第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。 |
| (1) 略 | (1) 略 |
| (2) 市長 <u>365人</u> | (2) 市長 <u>359人</u> |
| (3)～(6) 略 | (3)～(6) 略 |
| (7) 吉川市教育委員会 <u>45人</u> | (7) 吉川市教育委員会 <u>47人</u> |
| (8) 略 | (8) 略 |
| 2 略 | 2 略 |

(吉川市部設置条例の一部改正)

第2条 吉川市部設置条例(平成8年吉川市条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目(以下「移動号等」という。)に対応する同表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目(以下「移動後号等」という。)が存在する場合には、当該移動号等を当該移動後号等とし、移動号等に対応する移動後号等が存在しない場合には、当該移動号等(以下「削除号等」という。)を削り、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には、当該移動後号等を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号及び号の細目の表示並びに削除号等を

除く。以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、次に掲げる部及び室(以下これらを「部」という。)を置く。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 産業振興部</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p>2 略</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 前条第1項の部の分掌事務は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 健康長寿部</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ <u>スポーツに関すること(学校における<u>体育に関すること</u>を除く。)</u>。</p> <p>(5) 市民生活部</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ <u>文化に関すること(文化財に関する<u>こと</u>を除く。)</u>。</p> | <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、次に掲げる部及び室(以下これらを「部」という。)を置く。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 略</u></p> <p>2 略</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 前条第1項の部の分掌事務は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 健康長寿部</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ <u>スポーツに関すること(吉川市教育に関する事務の職務権限の特例に関する<u>条例(平成28年吉川市条例第30号)本則各号に掲げる事務</u>を除く。)</u>。</p> <p>(5) 市民生活部</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ <u>農業の振興に関すること。</u></p> |

| | |
|---|--|
| <p>(6) <u>産業振興部</u></p> <p>ア <u>農業の振興に関すること。</u></p> <p>イ <u>商業、工業及び観光に関すること。</u></p> <p>ウ <u>消費及び労政に関すること。</u></p> <p>(7) 略</p> <p>2 略</p> | <p><u>ク 商業、工業及び観光に関すること。</u></p> <p><u>ケ 消費及び労政に関すること。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p> |
|---|--|

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(吉川市商工対策審議会条例の一部改正)

2 吉川市商工対策審議会条例（昭和57年吉川町条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>産業振興部</u>商工課において所掌する。</p> | <p>(庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>市民生活部</u>商工課において所掌する。</p> |

(吉川市議会委員会条例の一部改正)

3 吉川市議会委員会条例（平成8年吉川町条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|-----------------------------------|---|--|-----------------------------------|---|----------------------------------|
| (常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) | | | (常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) | | |
| 第2条 略 | | | 第2条 略 | | |
| 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次の表のとおりとする。 | | | 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次の表のとおりとする。 | | |
| 常任委員 会の名称 | 略 | 所管 | 常任委員 会の名称 | 略 | 所管 |
| 略 | | | 略 | | |
| 建設生活 常任委員 会 | 略 | 市民生活部、 <u>産業振興</u> 部、都市整備部及び農業委 員会に関する事項 | 建設生活 常任委員 会 | 略 | 市民生活部、都市整備部 及び農業委員会に関する事 項 |

平成29年11月30日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

第5次吉川市総合振興計画及び吉川市まち・ひと・しごと創生総合戦略を着実に推進するため、実効性のある組織体制としたいので、この案を提出するものである。

第58号議案

吉川市史編さん委員会条例の一部を改正する条例

吉川市史編さん委員会条例（平成8年吉川市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、市史の編さん、<u>刊行及び資料の管理、保存並びに活用</u>に関し必要な調査及び審議を行うものとする。</p> | <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、市史の編さん<u>及び刊行</u>に関し必要な調査及び審議を行うものとする。</p> |
| <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、<u>2年とする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p><u>2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、前条第2項第1号から第3号までに規定する者のうちから</u>委嘱された委員は、当該身分を失った場合</p> | <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、<u>市史の刊行完了時までとする。</u></p> <p><u>2 前条第2項第1号から第3号までに規定する者のうちから</u>委嘱された委員は、当該身分を失った場合は、委員の身分を失う。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>は、委員の身分を失う。</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>教育委員会事務局教 育部生涯学習課</u>において処理する</p> | <p>(庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>教育委員会生涯学習 課</u>において処理する。</p> |
|--|--|

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成29年11月30日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

吉川市史編さん委員会が、市史編さん事業で収集した資料の管理、保存及び活用に必要
な調査等を行うことができるようにしたいので、この案を提出するものである。

第59号議案

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて議決を求める。

- 1 取得する財産 吉川市新庁舎管理用備品（モービルラック他）
- 2 納入場所 吉川市新庁舎（吉川市きよみ野一丁目1番地）
- 3 納期限 平成30年4月20日
- 4 取得金額 47,628,000円
- 5 契約の相手方 住 所 埼玉県草加市金明町310番地
氏名又は名称 株式会社ビジネスランド 草加支店
代表者職氏名 専務取締役草加支店長 細谷好正

平成29年11月30日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

吉川市新庁舎管理用備品（モービルラック他）を取得したいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第3条の規定により、この案を提出するものである。

第60号議案

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて議決を求める。

- 1 財産の種類 土地
- 2 場 所 吉川市美南五丁目17番1、17番3
- 3 面 積 28,138.19平方メートル
- 4 取得金額 2,030,365,827円
- 5 契約の相手方 住 所 吉川市吉川二丁目1番地1 吉川市役所内
氏名又は名称 吉川市土地開発公社
代表者職氏名 理事長 椎葉祐司

平成29年11月30日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

(仮称)吉川市立第4中学校建設に伴い、建設用地を取得したいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年吉川町条例第6号)第3条の規定により、この案を提出するものである。

第61号議案

工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 東中学校校舎大規模改修工事（建築工事）
- 2 工事場所 吉川市上笹塚三丁目104番地1
- 3 工 期 平成29年6月14日から平成30年2月28日まで
- 4 請負金額 変更前 447,120,000円
変更後 459,000,000円
- 5 請負業者 住 所 埼玉県越谷市北越谷五丁目1番7号
氏名又は名称 株式会社エム・テック 越谷営業所
代表者職氏名 所長 芝江保徳

平成29年11月30日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

平成29年6月14日付けで締結した東中学校校舎大規模改修工事（建築工事）の工事請負契約について、吉川市建設工事請負契約約款第19条等の規定により請負金額を変更したいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

第62号議案

公平委員会委員の選任について

公平委員会委員に次の者を選任することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○○

氏 名 永瀬洋子

生年月日 ○○○○○○○○○

平成29年11月30日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

公平委員会委員の永瀬洋子氏が平成29年12月22日をもって任期満了となるため、再度選任することについて同意を得たいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、この案を提出するものである。

経 歴 書

氏 名 永瀬洋子

生年月日 ○○○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○○○

経 歴

昭和36年 4月から ○○○○○○○○○○

昭和39年 1月まで

昭和43年 5月から ○○○○○○○○○○

昭和45年 5月まで

昭和45年 5月から ○○○○○○○○○○

平成20年 7月まで

平成20年 7月から ○○○○○○○○○○

現在に至る

平成 9年 1月から 吉川市民生委員・児童委員

平成22年11月まで

平成16年 4月から 社会福祉法人吉川市社会福祉協議会評議員

平成18年 3月まで

平成18年 4月から 社会福祉法人吉川市社会福祉協議会理事

平成22年11月まで

平成20年 7月から 吉川市防災会議委員

平成22年 7月まで

平成21年12月から 吉川市公平委員会委員

現在に至る

平成22年 7月から 吉川松伏消防組合公平委員会委員

現在に至る

諮問第1号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員として次の者を推薦したいので意見を求める。

住 所 ○○○○○○○○○

氏 名 立澤秀子

生年月日 ○○○○○○○○○

平成29年11月30日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

人権擁護委員の立澤秀子氏が平成30年3月31日をもって任期満了となるため、再度推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、この案を提出するものである。

経 歴 書

氏 名 立澤秀子

生年月日 ○○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○○

経 歴

昭和54年 4月から

○○○○○○○○○○

昭和55年 3月まで

昭和58年 7月から

○○○○○○○○○○

現在に至る

平成 7年 4月から

吉川町立中曽根小学校PTA会長

平成 8年 3月まで

平成 8年 4月から

吉川市立中曽根小学校PTA会長

平成 9年 4月まで

平成13年12月から

吉川市民生委員・児童委員・主任児童委員

平成28年11月まで

平成17年 5月から

吉川市立南中学校学校評議員

平成19年 3月まで

平成21年 5月から

吉川市立南中学校学校評議員

平成23年 3月まで

平成23年 5月から

吉川市国際友好協会副会長

現在に至る

平成24年 4月から

吉川市人権擁護委員

現在に至る